

奈良県告示第十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成三十一年四月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

稲渕（イ）

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十
二号を昭和五十八年十一月奈良県告示第五百二十号で指定した土地の境界線に沿って
結んだ線に囲まれた土地の区域

所在地及び標柱番号

高市郡明日香村大字稲渕	一〇〇五番二	一号
〃	九八四番	二号及び三号
〃	九七五番二	四号
〃	九七五番一	五号
〃	九七二番	六号
〃	九七一番	七号
〃	九六二番	八号
〃	九六四番	九号
〃	九五九番二	十号
〃	九六〇番	十一号
〃	九二六番	十二号